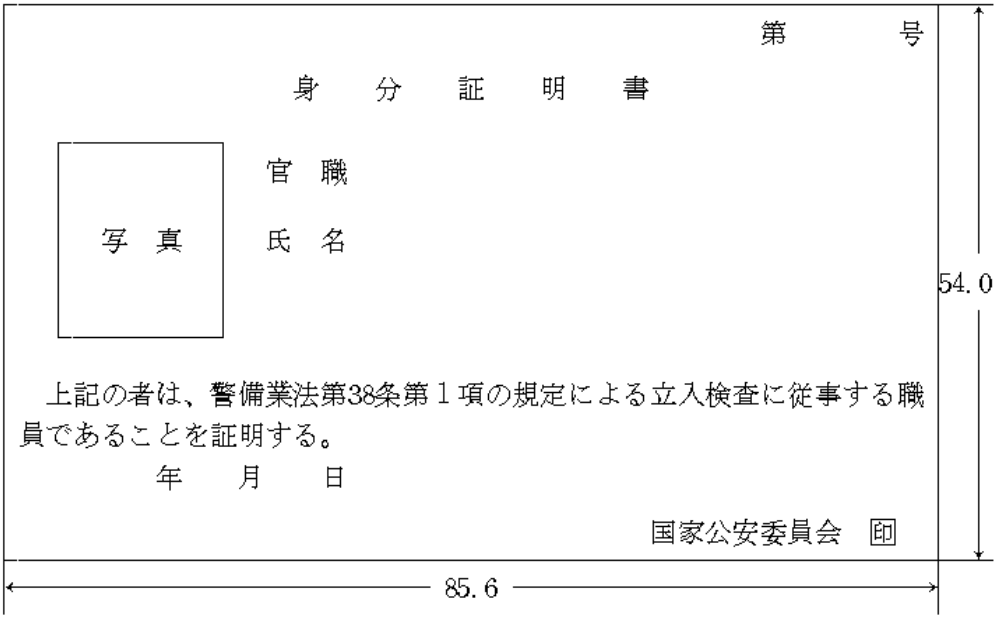
別記様式第17号（第52条関係）（平17内府令102・追加）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　略

八　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。